

令和元年第7回羽幌町議会臨時会会議録

○議事日程（第1号）

令和元年11月1日（金曜日） 午後 2時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議案第55号 スポーツ公園排水設備改修工事請負契約の変更について
- 第 5 議案第56号 物品購入契約の変更について
「羽幌町いきいき交流センター送迎バス（中型）の購入」
- 第 6 議案第57号 物品購入契約の変更について
「除雪ドーザの購入」

○出席議員（11名）

1番 金 木 直 文 君	2番 磯 野 直 君
3番 平 山 美知子 君	4番 阿 部 和 也 君
5番 工 藤 正 幸 君	6番 船 本 秀 雄 君
7番 小 寺 光 一 君	8番 逢 坂 照 雄 君
9番 舟 見 俊 明 君	10番 村 田 定 人 君
11番 森 淳 君	

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	駒 井 久 晃 君
副 町 長	今 村 裕 之 君
教 育 長	山 口 芳 徳 君
監 査 委 員	鈴 木 典 生 君
会 計 管 理 者	熊 木 良 美 君
総 務 課 長 兼 電 算 共 同 化 推 進 室 長	敦 賀 哲 也 君
総 務 課 総 務 係 長	山 田 太 志 君
地 域 振 興 課 長	清 水 聡 志 君
財 務 課 長	大 平 良 治 君
建 設 課 長	飯 作 昌 巳 君
建 設 課 管 理 係 長	宇 野 延 仁 君

商工観光課長	高橋	伸君
社会教育課長		
兼公民館長	井上	顕君
体育振興係長		

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	豊島	明彦君
総務係長	杉野	浩君

◎開会の宣告

○議長（森 淳君） ただいまから令和元年第7回羽幌町議会臨時会を開会します。

（午後 2時00分）

◎町長挨拶

○議長（森 淳君） 町長から議会招集挨拶の申し出がありますので、これを許します。
町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 令和元年第7回羽幌町議会臨時会の招集にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様におかれましては、何かとご多忙のところ、また、先般の9月臨時会に続きご出席を賜りまして厚くお礼申し上げます。

さて、本臨時会に提案いたしております審議案件は、議案として工事契約の変更1件、物品購入契約の変更2件の、合わせて3件でございます。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

◎開議の宣告

○議長（森 淳君） これから本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 淳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、

5番 工藤正幸君 6番 船本秀雄君

を指名します。

◎会期の決定

○議長（森 淳君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（森 淳君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日の欠席並びに遅刻届出はありません。

会議規則第21条の規定により、本日の議事日程表は配付いたしましたので、ご了承願います。

次に、地方自治法第121条の規定により、本臨時会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表として配付してありますので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎議案第55号

○議長（森 淳君） 日程第4、議案第55号 スポーツ公園排水設備改修工事請負契約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長、飯作昌巳君。

○建設課長（飯作昌巳君） ただいま上程されました議案第55号 スポーツ公園排水設備改修工事請負契約の変更につきまして、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

令和元年11月1日提出、羽幌町長。

契約の内容でございますが、1、契約の目的は、スポーツ公園排水設備改修工事でございます。

2、契約の方法は、指名競争入札でございます。

3、契約金額は、変更前が5,562万円、うち消費税額412万円を含むものでございまして、変更後が5,665万円、うち消費税額515万円を含むものでございます。

4、契約の相手方は、苫前郡羽幌町南大通5丁目3番地、株式会社北一組代表取締役、忠津 章であります。

提案の理由でございますが、令和元年6月14日第4回定例会において議決されました議案第40号 スポーツ公園排水設備改修工事請負契約につきまして、消費税率等の改定に伴い変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものでございます。

以上、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第55号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第55号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号 スポーツ公園排水設備改修工事請負契約の変更については原案のとおり可決されました。

◎議案第56号

○議長(森 淳君) 日程第5、議案第56号 物品購入契約の変更について「羽幌町いきいき交流センター送迎バス(中型)の購入」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

商工観光課長、高橋 伸君。

○商工観光課長(高橋 伸君) ただいま上程されました議案第56号 物品購入契約の変更について、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

令和元年11月1日提出、羽幌町長。

契約の目的であります。羽幌町いきいき交流センター送迎バス(中型)1台の購入でございます。

契約の方法であります。指名競争入札でございます。

契約の金額であります。変更前が2,138万4,000円、うち消費税額158万4,000円を含みます。変更後は2,178万円、うち消費税額198万円を含みます。

契約の相手方であります。苫前郡羽幌町北大通3丁目20番地の1、有限会社北王自動車整備工業代表取締役、有澤 護でございます。

提案の理由でございます。令和元年5月10日第3回臨時会において議決された議案第25号 物品購入契約の締結について「羽幌町いきいき交流センター送迎バス(中型)の購入」について、消費税率等の改定に伴い変更契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものでございます。

以上、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(森 淳君) これから議案第56号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで討論を終わります。

これから議案第56号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号 物品購入契約の変更について「羽幌町いきいき交流センター送迎バス（中型）の購入」は原案のとおり可決されました。

◎議案第57号

○議長（森 淳君） 日程第6、議案第57号 物品購入契約の変更について「除雪ドーザの購入」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長、飯作昌巳君。

○建設課長（飯作昌巳君） ただいま上程されました議案第57号 物品購入契約の変更、除雪ドーザの購入につきまして、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

令和元年11月1日提出、羽幌町長。

契約の内容でございますが、1、契約の目的は、除雪用ドーザ13トン級、1台の購入でございます。

2、契約の方法は、指名競争入札でございます。

3、契約金額は、変更前が2,203万2,000円、うち消費税額163万2,000円を含むものでございまして、変更後が2,244万円、うち消費税額204万円を含むものでございます。

4、契約の相手方は、苫前郡羽幌町北3条1丁目9番地、有限会社羽幌自動車工業代表取締役、前中 眞であります。

提案の理由でございますが、令和元年6月14日第4回定例会において議決されました議案第41号 物品購入契約の締結「除雪ドーザの購入」につきまして、消費税率等の改定に伴い変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものでございます。

以上、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第57号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第57号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号 物品購入契約の変更について「除雪ドーザの購入」は原案

のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（森 淳君） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。
したがって、令和元年第7回羽幌町議会臨時会を閉会します。

（午後 2時10分）